

ルーマニアとブルガリアの 環境・食品安全性分野における EU への統合状況と課題

ブリュッセル・センター

欧州委員会は 2006 年 9 月 26 日、ブルガリアとルーマニアの EU 加盟準備に関する最終「モニタリングレポート」を発表し、2007 年 1 月からの両国の EU 加盟を確認した。こうした状況の中、両国の廃棄物管理など「環境」分野や、動物検疫・衛生管理など「食品安全性」分野での EU の法制度に準拠した国内法整備など、対応状況に関心が高まっている。本報告では、両国の各分野での進捗状況について概説する（本報告は 2006 年 10 月時点で確認された情報に基づく）。

目 次

1. ブルガリアとルーマニアの加盟手続きの状況と欧州委員会の措置	2
(1) 加盟手続きの進捗状況	2
(2) 今後の課題と欧州委員会が勧告した措置	3
2. ルーマニアとブルガリアの環境分野および食品安全性分野における EU への統合状況 および課題	3
(1) 環境分野	3
(a) ルーマニア	3
(b) ブルガリア	4
(2) 食品安全性分野	5
(a) ルーマニア	5
(b) ブルガリア	6

1. ブルガリアとルーマニアの加盟手続きの状況と欧州委員会の措置

(1) 加盟手続きの進捗状況

欧州委員会は9月26日にストラスブールで開かれた欧州議会で、ブルガリアとルーマニアの2007年1月1日からのEU加盟を勧告する「モニタリングレポート」¹を発表し、これにより両国の2007年からの加盟はほぼ確実となった。

ルーマニアとブルガリアはともに1995年にEUに加盟を申請、その後2000年2月から2004年12月にかけて加盟交渉が行われた。欧州委員会は、2005年4月の加盟条約²締結後も両国における加盟準備の進捗状況をモニタリングしてきた。2006年5月に発表された「モニタリングレポート」³では、両国とも一部分野で課題が残されているとし、加盟時期についての言及はなかった。加盟条約は、加盟のための改革が十分に進まない場合に備えて2008年からの加盟も視野に入れており、特にブルガリアについては2007年からの加盟は予断を許さない状況にあった。2006年5月以降の両国における改革の進展を見て、EU加盟を1年先送りにした場合、改革の勢いをくじくと欧州委員会は判断し、両国揃っての2007年からのEU加盟を条件付きながら勧告した。

加盟には今後、理事会の正式採択を経るとともに、現加盟25カ国とブルガリア、ルーマニアによる加盟条約の批准手続きを必要とする。これまでに当該2カ国のほかに21カ国が批准を済ませており、残るベルギー、デンマーク、ドイツ、フランスも近く批准する見通しとなっている。

¹ "Communication from the Commission, Monitoring report on the state of preparedness for EU membership of Bulgaria and Romania", Commission of the European Communities (Brussels, 26.9.2006, COM(2006) 549 final)

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2006/com2006_0214en01.pdf

² Treaty concerning the accession of the Republic of Bulgaria and Romania to the European Union (2005), Official Journal L 157 of 21 June 2005

<http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2005:157:SOM:EN:HTML>

³ ルーマニア "Commission Staff Working Document - Romania May 2006 Monitoring Report {COM (2006) 214 final}", Commission of the European Communities (Brussels, 16/05/2006, SEC (2006) 596)

http://ec.europa.eu/enlargement/key_documents/pdf/2006/monitoring_report_ro_en.pdf

ブルガリア "COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT - BULGARIA May 2006 Monitoring Report {COM (2006) 214 final}", Commission of the European Communities (Brussels, 16/05/2006, SEC (2006) 595)

http://ec.europa.eu/enlargement/key_documents/pdf/2006/monitoring_report_bg_en.pdf

(2) 今後の課題と欧州委員会が勧告した措置

欧州委員会は9月26日のモニタリングレポートで、両国における加盟に向けた改革の進展を認めて2007年からの加盟を勧告する一方で、依然として解消されていない課題（司法改革、汚職防止、組織犯罪撲滅、農業管理、食品安全性の確保、財政コントロール、航空機安全性など）を指摘するとともに、改革が加盟交渉での要求通りに進まず、現加盟国やEUの機能に支障をきたした場合にはとられる付随措置も提案された。これには、

セーフガード措置（加盟後3年間、経済、域内市場、司法の分野において、加盟国としての権限を一部停止）

移行措置（動植物衛生・食品安全性に関するEU法に準拠していない製品の他の加盟国への輸出禁止と、加盟交渉で合意された様々な分野でのEU基準導入の移行期間・条件設定）

EU補助金の見直し（管理体制の未整備に対する支払い延期や不適切な使用に対する支払い停止等）

司法改革・組織犯罪撲滅・汚職防止のための協力・検証のメカニズムの確立が含まれる。セーフガード措置は加盟条約に規定されているもので、2004年5月に加盟を果たした中・東欧10カ国の加盟条約でも同じ条件が含まれているが、これまで発動された事例はない。

2. ルーマニアとブルガリアの環境分野および食品安全性分野におけるEUへの統合状況および課題

(1) 環境分野

(a) ルーマニア

廃棄物管理

9月26日の欧州委員会のモニタリングレポートによれば、ルーマニアは廃棄物管理関連のEU法の国内整備を完了している。環境省と国家環境保護庁（National Environmental Protection Agency）が廃棄物管理を所管しており、環境省内に廃棄物担当部署が創設された。中央政府レベルでの組織整備は進んだものの、5月のモニタリングレポートでは、地域・自治体レベルの責任分担については明確でない部分が残されている上、各地域の環境当局では今後、廃棄物担当の人員を増やす必要もあることが指摘された。各地域では現在、廃棄物管理計画の策定の最終段階にあり、検査を実施する国家環境監視当局（National Environment Guard）の機能強化が進められている。リサイクル施設の設置も進められてい

る。埋立地、包装廃棄物や廃電気・電子機器（WEEE）のリサイクルに関する EU 指令も国内で施行されたが、これらに関して政府の指針・助言機能は改善の余地が残されている。

産業汚染

5 月のモニタリングレポートで、同分野の法整備はほぼ整ってきているものの、統合的汚染防止管理（IPPC）指令⁴に則った産業施設への事業認可付与については遅れが大きいことが懸念された。4 月時点データでは、ルーマニアには同指令により事業許可を必要とする産業施設が 638 施設あるうち 434 施設が認可申請を行ったが、認可が下りたのは 140 施設にとどまり、認可を受けていない施設が 500 近くに上っていた。ただし、9 月 26 日のモニタリングレポートによれば、その後状況はかなり改善され、全 607 施設中申請を行ったのが 549 施設、うち 272 施設に認可が下りている。残る施設についても、今後加盟までに認可基準に準拠した手続きを進めるよう要求された。

(b) ブルガリア

廃棄物管理

ブルガリアの廃棄物管理関連の国内法はすでに、ほぼ EU 法に準拠した形となっているが、国内法の施行で必要となる、専門的な訓練を受けた人材の採用面での対応が不十分である（主に地域・地元レベル）ことが 5 月のモニタリングレポートで指摘された。9 月 26 日のレポートでもこの状況に変化はないとされている。また、廃棄物枠組み指令および危険廃棄物指令については、法整備は完了しているが、実施段階への移行が進んでいないことが課題となっている。特に廃棄施設の統合的ネットワークの開発準備を早める必要がある。

産業汚染

5 月のモニタリングレポートによれば、ブルガリアで IPPC 指令に基づき事業認可を必要とする産業施設は 230 施設とされたが、うち 5 月までに認可が下りたのは約 80 施設にとどまっており（このほか 14 施設が審査中）、手続きの迅速化が急務とされた。その後、9 月 26 日のレポートでは、中央政府当局における適切な資源割当てで、事業認可の手続きを終え

⁴ Council Directive 96/61/EC of 24 September 1996 concerning integrated pollution prevention and control (Official Journal L 257, 10/10/1996) 産業施設における空気・水質・土壌の汚染管理について、エネルギー使用、廃棄物および事故防止に関する条項を規定しており、同指令の付則 I に挙げられている施設・設備は操業に対する認可の取得を義務付けている。また、継続的な監査と許認可条件の更改の対象になる。1999 年 10 月以降、付則 I に当てはまるすべての新規設備および大幅な変更を行う予定の既存設備に適用されており、それ以外の既存設備に対しては、2007 年 10 月まで移行猶予期間が与えられた。

た施設の数 は 108 に増え、一定の進展が見られる。2007 年 10 月末の期限までにすべての事業認可手続きを完了させるため、このプロセスは引き続き進められることになるが、残りの施設についても手続きは開始されており、大きな不安材料とはなっていない。

(2) 食品安全性分野

(a) ルーマニア

動物衛生

動物衛生に関しては、2005 年 10 月に欧州委員会が発表した「包括的モニタリングレポート」⁵で、域内市場と輸入管理の面で特に努力が必要とされた。これについては、法整備がかなり整ってきておりアクションプランも 2005 年 2 月に作成されたが、実施水準は全体的に十分でないといわれている。ルーマニアでは、農業省からは財政的にも組織的にも独立した国家動物衛生・食品安全性当局（National Sanitary Veterinary and Food Safety Authority）が、第三国からの輸入も含め、フードチェーン全体の管理を統括している。関連機関の間で役割・責任を分割するプロトコルが新たに採択されたものの、実際の調整には依然として問題があり、早期の解消が望まれている。同局の人的資源配分の強化が必要とされたが、事務所スペースが十分でないことが人員の採用にも影響を与えている。

域内市場における動物衛生管理・検疫

域内市場における動物衛生管理の確立について、動物衛生・食品安全性に関する国家プログラムと管理のための戦略的プログラムが採択されたことで進展があったが、実際の運用は現在も準備が続いている。動物検疫の行われる国境検査ポイント（Border Inspection Posts）は国内 8 カ所に、予定通り 2006 年 10 月までに設置される見通し。

TSE（伝達性海綿状脳症）および動物副産物の処理

TSEに関するEU法の国内法への整備は 2005 年 10 月時点でほぼ完了している。2005 年 8 月 1 日には牛への飼料規制⁶に関する国内法が施行され、同法の施行のための検査計画と監視システムが採用された。ただし、家畜の個体特定・登録制度の運営は完全に開始されて

⁵ "Romania 2005 Comprehensive Monitoring Report {COM (2005) 534 final}", European Commission (Brussels, 25 October 2005, SEC (2005) 1354)
http://ec.europa.eu/enlargement/archives/pdf/key_documents/2005/SEC1354_CM_MASTER_RO_COLEGE_en.pdf

⁶ EUでは肉・骨粉（MBM）を与えることを 1994 年から禁止したほか、2001 年以降、食品向け家畜に加工動物性蛋白（反芻動物以外の動物への魚粉を除く）を飼料として与えることを禁止。1995 年から反芻動物の副産物の処理について規制が厳格化された。

いないため、同国のTSE伝染に関わる監視手法はまだEUの規定に則ったものとは言えない。2005年10月時点で家畜牛の62%の特定・登録が完了していたが、システムの運用は始まっていない。また牛以外の家畜については民間企業への委託契約で法的問題に発展しており、このことが牛のシステム運用開始にも影響を及ぼすと見られている。

さらに、ルーマニアには「ハイリスク」と指定された動物副産物の回収・廃棄・処理加工施設がまだなく、現状では加盟日までに施設の開設は間に合わないことが危惧されてきた。施設設置のため、ハンガリーとルーマニア企業によるコンソーシアムへの入札契約が決定し、国内3カ所（ポペシュティ、コルデア、デジュ）の既存処理施設をEU基準に合った水準に近代化して対応することが動物衛生当局との間で合意された。そのほか、近代的施設をさらに4カ所を新たに建設し、残る既存施設は段階的に閉鎖していく。コンソーシアムはさらに21カ所に中継回収プラントを設置し、輸送手段も確保する計画。一方、6月にEU基準に適合した施設設置のための委員会が設立され、各州当局でも動物副産物の処理制度の開発を管理する担当者が任命された。2006年に入ってこのように進展があったものの、2006年11月末と決められている既存施設の近代化と新規建設の期限は依然として遵守されるか疑問とされる。中間回収施設の設置と輸送手段の確保についても同様の懸念が出ている。

食品安全性

ルーマニアはブルガリアとともに、現在、国内で豚熱病（豚特有の伝染病）の発生が見られ、EU加盟国に対して生きた豚、豚肉、およびその他一定の豚肉製品を輸出することが禁じられている。両国は豚熱病の根絶計画を欧州委員会に提出したが、現状から、加盟後も禁輸措置は継続されることが9月26日のモニタリングレポートで明らかにされた。これは前述の「移行措置」によるもので、欧州委員会は加盟後3年間、両国に対して動植物・食品に関するEU法に準拠していない製品の他の加盟国への輸出を阻止することができる。現在両国において発生している豚熱病が根絶されるまで、加盟後も生きた豚や豚肉製品の現加盟国への輸出は禁止される。

(b) ブルガリア

TSE（伝達性海綿状脳症）および動物副産物の処理

2005年10月の包括的モニタリングレポート⁷発表時点で、ブルガリアにおいてもTSEに関するEU法の国内法への整備はほぼ完了しており、家畜への特定の動物性蛋白の飼料としての使用は2006年1月初旬から禁止された。

動物衛生に関する国内法として、「家畜枠組み法 (Veterinary Framework Law)」が2006年5月1日に施行された。同法は動物衛生、動物福祉、動物に関わる公共衛生などをカバーしている。動物の副産物・死骸の回収・処理については、ブルガリアはEUの技術基準に沿った施設が設置されるなど相当の進展が見られた。また、農場や工場からの回収システムと廃棄手順の監視手段も今後進められる予定である。肉・骨粉の廃棄は、セメント工場で混合焼却されるほか、処理工場での処理により生じた脂肪は燃料として使用される。既存の処理施設は北東部のバルナに2カ所あり、現状ではこれら2カ所で十分な処理能力があるものの、南部に3カ所目の建設が検討されている。これは、近代的な設備を持つ施設を国内に分散させることを目的としている。

国内でハイリスクのマテリアルを扱う食品工場や加工工場はすべて、検査と登録ないし認可を済ませている。動物副産物の分野におけるブルガリアの課題としては、施行面での改善と、あらゆるレベルで体系的なチェックを引き続き強化していくことであり、これには食品の衛生管理方式である危害分析重要管理点方式 (HACCP) の導入も含まれている。これらの課題が残されているため、動物副産物のシステムは加盟時まで完全に機能しない危険性があるとされている。

以上

⁷ "Bulgaria 2005 Comprehensive Monitoring Report {COM (2005) 534 final}", European Commission (Brussels, 25 October 2005, SEC (2005) 1352)
http://ec.europa.eu/enlargement/archives/pdf/key_documents/2005/SEC1352_CM_MASTER_BG%20COLLEGE_enpdf